

戦前戦中期の国立公園の思想・計画 —造園雑誌にみる その実践と混沌—

水内 佑輔*

1. 造園学と国立公園

造園・ランドスケープ分野と国立公園の間には強固な紐帯があった点に異論はないと思われるが、近年その関係性を再考すべき時期にあることも否定できない¹⁾。国立公園自体もインバウンドツーリズム振興が国策的に標榜される渦中であって、そのあり方や哲学に関する議論が必要な状況にある。転換が試みられる際にその空間・制度の出自が顧みられることは常ではあるが、国策的インバウンドツーリズム振興という国立公園の成立当時との符合性がさらに国立公園史への関心を後押ししているように思われる。以上のように歴史的経緯を探ることの現代的意義が認められることをふまえて、本稿では戦前戦中期の「造園雑誌」を材料に国立公園の計画・思想とそれと連動した造園学の探求・考察をしていきたい。

なお本稿はランドスケープ研究81(3)に「造園雑誌からみる国立公園の思想・計画 -その実践と混沌-」と題して掲載されたものに加筆したものである。

2. 国立公園の実体化

1931年に日本で初めての公園関係の法律である国立公園法が制定され、その背景には国内外を問わない観光への期待²⁾があったとされる。1934年には霧島、雲仙、瀬戸内海が初めての国立公園として指定されたというのが教科書的説明であり一見華々しい様子が伺える。ところが、ここでいう指定とはあくまで区域を定めるだけであり、ゾーニングや道路や施設などの計画が完了したわけではない。国立公園法は、国立公園計画の策定を目的としたのであるが、その観点からすれば、この時期に国立公園が完全に姿を現したとは言い切れない。戦前戦中期を通じて国立公園の（結果的には漸進的に）実体化が試みられており、田村剛をはじめ造園学徒がこの作業を担った。庭園史研究の印象が強いが、森蘊もこの1人であり、1933年5月内務省衛生局嘱託として採用され、日光や阿寒等の国立公園計画策定に携わっている。

「造園雑誌」四巻一号（1937）『本邦国立公園に於ける原野風景地に就て：分類・利用・保護・施設』は「原野」という風景地のタイプを国立公園としてどのように利用・保護していくかを考究したものである。ここでいう原野とは牧野などを含むものであり、国立公園法制定当

*東京大学大学院農学生命科学研究科

時に田村剛が主張していた原生自然的な空間のみではない。「区域は可及的大面積なることを要件として居たから正式の指定を見た区域内には現に産業的に利用されて居る原野と雖も...相当に編入して居る」とされ、日本において国立公園を実現するために産業との抵触を含めて部分調整が必要となった空間でもある。とはいえ、海外の国立公園と対比させつつ「本邦の国立公園は端麗なる火山地形とこれを修飾する原野景観とを一つの大きな特色」として評価し、また「歩行者に明朗と言った感じを与える」「草原こそは多角的に利用の途ある」とするなど、「殊の外慎重に攻究せらるべき」と述べられつつも、国立公園の理念が引き裂かれることなく現実的に対応可能な問題であることが読み取れる。ほかに森は「法的根拠によつて風景計画をなして居るものは国立公園に限られて居り」と述べるが、国立公園法の制定により、風景計画に対する合理性や学術的裏付けの担保が造園学に求められた様子がうかがえる。

3. 風景計画の理論化と緑地計画との接触

本多静六は後に造園学の構築を試みる本郷高德や上原敬二、田村剛ら彼の弟子と共に、全国各地で都市郊外・森林山岳地域の風景の利活用を「天然公園」「森林公園」「風景利用策」など様々な名称を付しつつ提唱した。国立公園とは、間接的にはあるが、彼ら林学系造園の系譜による地域社会の熱の喚起が結実したものでもある。

ところで、国立公園という言葉自体は国が設立した公園という意味しかなさくない。ここでいう公園とは「造園雑誌」四巻一号（1937）『自然公園の問題』において関口鏝太郎が「自然公園」とした「山岳・森林・原野・湖池・河川等を主體とするところの公園であつて、その目的は人間の保健・休養・教化のため享用せしめると同時に自然の保護」を意味するというおおよその共通理解が成立していたものの、例えば本多が唱えた「天然公園」など公園のタイプを示す名称は乱立しており、用語の整理を含めて風景計画の理論化が必要な状況にあったといえる。永見健一は「造園雑誌」三巻三号（1936）において『天然公園類型概念の統制と土地計画に於ける其特性に関する私見』としてそれを試みている。

永見は「天然公園及其近縁に関する筆者の定義」として、「天然公園」のほかに「風景計画」を取り上げている。ここにおいて風景計画とは、「風景地休養計画」の同義略語とされ「風景地の鑑賞及休養価値を認識して、之を大衆の文化生活の内容としての其等の用に供し得る様にする目的を以て、保存又は改更する組織的・統制的計画一般」とされる。従前も風景地の操作は行われてきたが、それらは「バラバラの修景的・美装的取扱」あり、

対して“風景計画”は点的でなく、総体として取扱うという点でその差異が強調されている。この説明においては“計画”の重要性という点に重きが置かれ、“風景”は特定の空間領域を示すもののみとして使われている。風景という言葉の持つ広がりとは裏腹に、「風景計画」はレクリエーション地計画とも読み替え可能な、自然的空間を都市生活者へ利用させる狭義の概念として定義されていると解される（参考 図-1）。

天然公園については「亦一つの風景計畫地に外ならず」として、その差異を「國家行政權力」の程度に求めている。天然公園は「常に必ず大衆の鑑賞・休養的利用の場たる事を主目的」の原則公有とするが、一般風景計画地においては、時に経済目的も並立する場合や私有地が含まれる場合があるとしている。しかし、この両者の区分は成功しているとは言いがたい。というのも、周知のとおり天然公園の代表である国立公園は私有地を含む一般に“地域制”とされる方式によって区域を指定している。永見も「産業が全体の風景美を棄損破壊する程度少なく、寧ろ其れと調和して一定の興味ある特殊風景美を醸成するか或は興味ある風景要素として吾人の前に一定の美感を備へて現はる」場合や、統制計画上必要な場合には例外的ではあるが認めるとしており、結局は程度の問題に帰結するのである。このため、何を許容し、何を拒絶するか天然公園の哲学が問われることとなるのであるが、永見はこの論を「上からの観念的命題」とし、その点には立ち入っていない。この他に、「都市公園」「縣立公園」「國立公園」が存在する中で平仄がとれておらず「用字形式上の不整頓」があることを指摘し、その改善案を提示している。この背景には、そもそも全国の公園の管轄を志向していた内務省衛生局の意向や、国立公園に倣う千葉県などの県立公園の設立⁴⁾に加えて、広域緑地計画の策定による自然レクリエーション地への注目があろう。先の関口鏝太郎の論稿においても「全国的な公園及びその他休養地の調査を行ひ...急を要するのは自然公園の全国的系統を確立するといふ事である」とするように、国立公園だけでなく、全国的な自然公園計画とその理論の必要性を説いている。

実際「造園雑誌」二卷三号（1935）に掲載された『奥多摩に於ける緑地計畫施設』は東京府農林課技手の高山始⁵⁾によるものであるが、東京緑地計画の一環としても「自然公園」の必要性が認識されたとしたうえで、景園地計画の候補地である奥多摩についての考察が行われている。「造園雑誌」四卷三号（1937）には岡強による『自然公園と其施設』と題された論稿が掲載されている。岡は自然公園を「都市自然公園」「地方自然公園」「國立自然公園」に区分した上で「都市自然公園」の施設につ

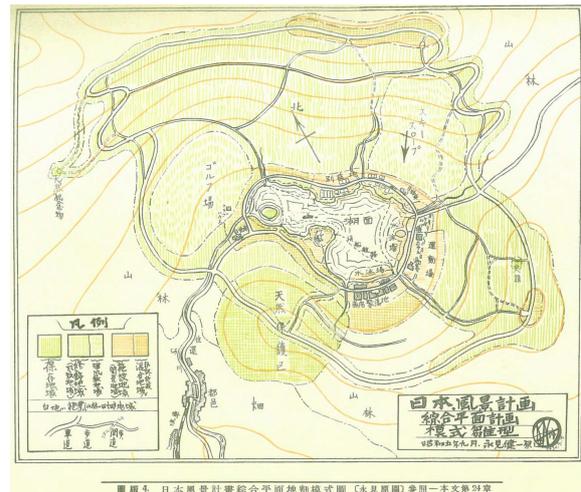


図-1 永見の風景計画模式図（理論実際造園学より）

いて考察している。このように府県や地方行政団体レベルにおいても自然公園が現実の関心となっており、同時にこれらは国立公園行政と公園緑地行政の交差点であった。本稿で取り上げた著者が図らずも皆林学系造園の系譜に属する点は示唆的であるが⁶⁾、自然公園を舞台とした国立公園行政と公園緑地行政の接触は、両者の人事交流を生み出し⁷⁾、後の造園学にいくばくかの影響を与えたと考えられる。

4. 国立公園論の展開と転換

その考えが実際にどれほど反映されたかは別として、田村剛は国立公園のイデオログであった。近代日本において欧米で先行する制度や空間をいかに導入するか、日本の国情をふまえつつ、どの事例をモデルとして選択するかという課題は分野を問わず共通するものである。現在でいうところの街区公園-国立公園までの公園体系の確立を宿願としていた田村は、当時学識者-行政セクション間を巡った論争の渦中であり、まだ概念の定かでない国立公園に対して、その起源であるアメリカをモデルとすることとした。それは1923-24年の欧米視察の結果であり、それまでの田村の国立公園の理解からは大きな変更もあった。田村が希求・参考とした点は、どういった空間を国立公園とするかであり、その取扱い方であった。国立公園を原生的自然風景地の保護と利用と定めたその行論は興味深い。田村の視察時にヨーロッパにおいて国立公園は普及しておらず、その背景として田村は原生的自然風景地の不在をその理由と理解したのである⁸⁾。アメリカを参考としつつも、日本において国立公園を輸入する際には、地域制という制度的ローカライズを施し、さらに結果として空間的にもアメリカ型と言い切れない国立公園が指定された⁹⁾田村にとって、依然として

海外の国立公園事情は気になったところであろう。「造園雑誌」五巻一号（1938）には『英国に於ける国立公園思想』では、結果として、当時設立されることとはなかったが、英国において国立公園の実現の動きがあることを報告しており、「獨自の見解のもとに、特色ある国立公園思想を固めつつあるのは注意に値するものがある」と述べている。

戦前戦中期とは理想的にはアメリカを参考にしつつも実践を進める中で日本の国立公園の理念を形成していく期間であったと考えられる。先に触れた森蘊の論稿で報告されるような国立公園計画の進捗や国立公園の思想が広がっていくように見えるが、どの国立公園計画の完成も戦後まで待たねばならず、一部計画決定のみに留まった。これらは“時局の悪化”による財源と人手の不足に起因しており、国立公園は法の制定から順調に進んだとは言えない。特に、1940年の東京五輪の中止決定

（1938.7）は国立公園の方向性の転換を決定付けた。

田村剛による「造園雑誌」六巻二号（1939）『国立公園の再検討』はこういった状況の中での論稿である。国立公園の新たな方向性を理論化した1942年の『国土計画と休養地』の露払い的論稿であり、アメリカの国立公園行政の変化を報告しつつ、日本の国立公園の現状と方針の転換の正当化を試みたものである。

田村はまず世界各国で国立公園が設立されていることを述べ「その内容は設立当初の目的と國情とに従ひ、必ずしも同じではない」とする。国を代表するような原生的自然風景地の保護と利用を試みるアメリカ型を普遍的なモデルと設定していた国立公園法制定当時の田村の考えからの転換が読み取れる。さらに、1930年代に入りアメリカの国立公園政策が転換し、「最近では第一流の風景地でなくとも、又纏つた大面積の区域でなくとも、道路公園とか、島嶼とか海岸とか或は國民的な史跡等」が国立公園とされていると述べ、翻って日本の国立公園を一瞥し、人文的風景が多いことに触れ、特に吉野熊野は河川、海岸中心で公園道路のようであると述べている。その上で、現在の日本の国立公園は、1920年代のアメリカをモデルとしており、アメリカの変化に伴い、海岸島嶼や史跡保健地を含む新たな選定標準によって候補地を選ぶこと、時局にあわせ「国立公園再検討の必要性は益々痛切なる問題となる」と結ばれる。

これらの背景には『国立公園の再検討』にも出てくる用語である「国土計画」への対応があろう。1940年に内閣直属の物資動員・重要政策を担当した企画院の主導で「国土計画設定要綱」が閣議決定されるなど、国土レベルでの人口や産業、資源、交通、通信などの合理的配分・利用が計画されていた。戦時体制の遂行を大命題に限ら

れた資源の合理的利用が目指される中で、特に水力発電や鉱物採掘等と空間的に接触する国立公園の確保や利用者が不在という状況を克服し、国立公園のプレゼンスを強化するための理論的根拠の構築が必要であった。1941年の行政簡素化による国立公園委員会廃止後に、国立公園協会に国土計画対策委員会が設置されているが、この委員会名はその様相をよく現わしている。こうして田村は国立公園の概念を変更し、総力戦体制下における休養地・健民地として装い変えさせ、国民へ均一的な利用機会を提供すべく人口と利用距離から算出し、国立公園の国土への均等な配分を企図する。ここで国立公園候補地とされたものが、戦後初に指定の伊勢志摩国立公園¹⁰)であり、琵琶湖¹¹)や耶馬日田英彦山¹²)などの国定公園である。これらの動きからは、国土計画の思想とその展開が十分に確認される。すなわち空間やサービスの均質化、あらゆる経済的、物的、人的資源の合理的に配置・利用するという思想とその実践が、戦後の経済成長のインフラの基盤へとつながったという動きである¹³)。実際に国土計画への組み込みや、資源の投資はなかったものの国立公園においてもその思想は底流しており、それが戦後の国立公園行政の助走路になった点も指摘出来よう。

5. おわりに

本稿に与えられテーマは「造園雑誌」を材料に戦前戦中期の“国立公園の思想・計画”を読み解くというものであるが、最後にこの記述の方向性を規定した“まなざし”を記しておきたい。冒頭にも述べたが、現在の国立公園は岐路に立つ中でそのアイデンティが不在となっているとの見解がある。これに対してその要因が国立公園という制度が設立される戦前戦中期に既に内在化していたのではないかというのが本稿を通底する見方である。

森（1937）から読み取れるよう、アメリカから輸入した未だ見ぬ概念である国立公園を日本で実現する上において部分調整をしながら日本型の国立公園の哲学やそれを支える風景地計画の技術体系を確立していくというのが戦前戦中期の理想的な流れであっただろう。しかし、実態としては永見（1936）や関口（1937）が論じるように、用語の整理も生煮えの状態であり国立（自然）公園の概念も曖昧な状態であった。しかし、時局はそれを許さず、総力戦体制を意識する中で、国立公園は思想・計画は方向性を転換せざるを得なかった。田村（1939）はアメリカの事例を参考に転換の妥当性の獲得を試みてはいるが、この転換は衝撃的なものであった。というのも法の目的である国立公園計画の策定を国立公園の実体化の1つの目安とするならば、国立公園は1つも完成しないうちにその方針の転換をせざるを得なかったわけであ

り、さらに従前に厳選を主張してきた田村は国立公園の数を増加させることを主張しているのである。戦前戦中期は国立公園の思想・計画を実践する時期でもあったが、右肩上がりの線を描くことはできず、むしろ混沌とした時代であったことが「造園雑誌」からうかがえる。こういった経緯は日本における国立公園の哲学の醸成を阻んだのではないだろうか。

しかしながら、造園学にとって国立公園は非常にポジティブな作用を果たしている。というのも、造園学徒の職の確保である。1926年に永見¹⁴⁾は『恒産ある者と、天才と、「天職に苦しむ事の苦しき甘さを知る者』』にのみ造園学を薦め、「技師と行政官吏を要すること今日より切なる秋はない」と述べていたが、例えば、囑託という身分ではあったが森蘊は田村剛の斡旋により国立公園行政に携わっているように、多くの林学系造園学徒の出口となった。森蘊の軌跡に代表されるように、彼らは国立公園だけでなく造園学そのものを発展させていったといえよう。

補注及び引用文献

- 1) 番匠克二 (2014) 特集「国立公園の過去、現在、そして未来～国立公園指定80周年を迎えて～」にあたって：ランドスケープ研究78(3),203
- 2) 造園雑誌自体は1943年で中断するが、本稿では1945年までをまとめて戦前戦中期として扱うことしたい。
- 3) 水内佑輔 古谷勝則 (2017)：国立公園法成立をめぐる政治過程とその背景：日本建築学会計画系論文集 82 (733), 635-645 ただし、観光行政と国立公園行政の連携に乏しいという両者の関係に実態については、拙稿を参照されたい。
- 4) 赤坂信・油井正昭・古谷勝則・河津 和利 (2003)：昭和初期における千葉県立公園の成立と背景：千葉大学園芸学部学術報告 57, 35-44
- 5) 東京府総務部人事課 (1941)：東京府職員録,90
- 6) 岡強は1931年に東京帝国大学農学部林学科卒。高山始は1933年に林学科実家卒である。森蘊についても農学課卒ではあるが、田村に指導、就職斡旋を受けている。
- 7) 田村剛編 (1951)：日本の国立公園：国立公園協会,291pp
- 8) 内務省衛生局 (1927)：国立公園
- 9) 水内佑輔 古谷勝則 (2016)：1930年代の国立公園の選定の経緯と田村剛の評価の枠組み：ランドスケープ研究(オンライン論文集)9(0), 103-114
- 10) 水内佑輔 古谷勝則 (2012)：国立公園指定における伊勢志摩国立公園の特異性の背景と伊勢神宮の関係：ランドスケープ研究75(5),389-394
- 11) 小沢晴司 (2012)：耶馬日田英彦山国定公園の成立と国立道路公園構想について：ランドスケープ研究 75(5)
- 12) 小沢晴司 (2012)：琵琶湖国定公園の成立と内湖干拓との関係性に関する考察：ランドスケープ研究(オンライン論文集)5, 5-16
- 13) 御厨貴 (1996)：政策の総合と権力—日本政治の戦前と戦後：東京大学出版会,250pp
- 14) 永見健一 (1926)：造園教育に就いての考察：林學一分科としての造園學講義教案に就て：造園學雑誌 2(3), 246-251